



後期高齢者医療保険料が変わります

問 国保年金課医療年金係 ☎72-2111

問 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎092-651-3111

令和4年度の保険料率が決まりました

	令和2・3年度	令和4年度	増減
均等割額	55,687円	56,435円	748円増
所得割率	10.77%	10.54%	0.23%減
賦課限度額	64万円	66万円	2万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます

保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等(※注1)に応じて負担する「所得割額」との合計です。

保険料額(年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額 56,435円	+	所得割額 〔総所得金額等※注1 - 基礎控除額※注2〕 × 10.54% (所得割率)
--------------------------------	---	-------------------------------	---	---

※注1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入 - 公的年金等控除額」「給与収入 - 給与所得控除額」「事業収入 - 必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です

※注2 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円です。2,400万円を超える場合は異なります

令和4年度の保険料軽減措置

①世帯の所得状況に応じて、**均等割額**を軽減します。

対象者の所得要件 〔同一世帯※注3内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※注4の合計額〕	軽減割合 (軽減後の均等割額の年額)
43万円(基礎控除額) + 10万円×(給与所得者等の数 - 1)※注5 以下	7割(16,930円)
43万円(基礎控除額) + 28.5万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数 - 1)※注5 以下	5割(28,217円)
43万円(基礎控除額) + 52万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数 - 1)※注5 以下	2割(45,148円)

※注3 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)の世帯が基準となります

※注4 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は、「公的年金等収入 - 公的年金等控除額 - 特別控除額15万円」となるなど、例外があります

※注5 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合に適用されます

②後期高齢者医療制度に加入する前日まで、**社会保険の被扶養者**だった人

所得割額はかかりません。また、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置(5割軽減)を受けることができます(軽減後の保険料：年額28,217円)。なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先となります。

保険料額の通知

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。



小郡市立小学校で「2学期制」を導入します

問 学校教育課学校教育係 ☎72-2111

市は、ゆとりある教育環境づくりを通して「質の高い授業」を充実させ、子ども達の学力や心を豊かに育むために、令和4年度から市立小学校で2学期制を導入します。

3学期制

1学期 (4～7月)	夏休み	2学期 (9～12月)	冬休み	3学期 (1～3月)	春休み
---------------	-----	----------------	-----	---------------	-----

2学期制

前期(4～10月)			後期(10～3月)		
	夏休み	※秋休み		冬休み	春休み

※10月の3連休に1日を加えた4日間

2学期制のメリット

- ①学習や行事に集中できる
通知表の回数を減らすことで、児童や教師がじっくりと学校や行事に集中できる
- ②授業の確保
始業式や終業式の回数が減り、必要な授業時数を確保できる
- ③教師の教育体制の改善
授業づくりの準備や教材研究、教育相談などに専念できる時間を増やすことができる



新小学1年生・中学1年生の医療証を送付しました

問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111

新小学1年生・中学1年生に対し、3月に子ども医療証(ピンク)を送付しました。まだ医療証が届いていない場合は、お問い合わせください。

※新小学1年生でひとり親家庭等医療証(オレンジ)を持つ親の子どもには、ひとり親家庭等医療証を送付しています



立地協定を締結しました

問 商工・企業立地課地域開発推進室 ☎72-2111

3月17日、コストコホールセールジャパン株式会社と立地協定を締結しました。今後、小郡市とコストコが協力体制のもと、県内3店舗目の出店をめざした取組を進めます。

協定には、地元雇用の推進や災害時の物資提供による被災者支援、地域産品の販売などが盛り込まれています。

所在地 小郡市上岩田地内(筑後小郡インターチェンジ西側)

敷地面積 約68,800㎡(予定)

操業開始 令和6年～令和8年(予定)

業種 卸売業、小売業

